



宇田川 俊秀 Udagawa Toshihide 一般社団法人生命保険協会 理事

生命保険協会は、日本国内の生命保険会社41社が加盟している生命保険の業界団体。生命保険業が健全に発達し業界への信頼性が維持されるために、さまざまな事業を行っている

指定代理請求制度 家族登録制度 契約者代理制度

契約者が認知症になり判断能力が低下すると、日常生活に支障を来すだけでなく、財産管理もできなくなり、生命保険を含めた各種契約の管理・手続きが難しくなります。その際、家族等に助けをもらって対応することと思いますが、生命保険の手続きについては家族も対応できず困ることがあります。生命保険会社(以下、会社)では、あらかじめ備えておくことができる無料の各種制度を用意していますので、契約者は、ご自身や被保険者がお元気なうちに登録して備えておくことをお勧めします。

指定代理請求制度

本制度により会社に「指定代理請求人」を登録しておく、受取人である被保険者が保険金等を請求できない状態である場合に、指定代理請求人が被保険者に代わって、会社に保険金等を請求することができます(制度の名称は「被保険者代理制度」など会社によって異なります)。

なお、支払われた保険金等は、被保険者本人に帰属する点に注意しましょう。

●指定代理請求人に登録できる人の要件

会社により異なりますが、「被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族、兄弟姉妹、3親等以内の親族」から1名指定できるとする会社が多く、「被保険者と同居または生計を一にしている人^{*1}、被保険者の療養看護または財産管理を行っている人^{*2}」まで含めている会社もあります。

●指定代理請求人が保険金等を請求できる場合

被保険者が自分で請求することができない「特別な事情」があるときに請求することがで

き、例えば次のような場合に該当します。

- ・被保険者が、がん^{りかん}に罹患し医師から余命半年以内と診断されたが、被保険者には未告知
- ・被保険者が、意思能力を失っている
- ・その他、これらに準じる状態である

●指定代理請求制度が導入されている保険

制度導入前の契約にも適用できるよう、特約方式を採用する会社が大半で、一部の会社では約款に組み込む方式を採用しています。例えば、次のような保険に導入されています。

- ・医療保険、介護保険などの第三分野保険
- ・3大疾病保障保険(特定疾病保障保険)
- ・養老保険
- ・リビング・ニーズ特約

●指定代理請求の対象となる保険金等

対象となる保険金等は会社により異なりますが、おおむね次のとおりです。

- ①「被保険者＝受取人」である場合の入院給付金、介護保険金、がん診断給付金等
- ②「被保険者＝満期保険金受取人」である場合の満期保険金、「被保険者＝年金受取人」である場合の年金等(年金は対象外としている会社もあり)
- ③「被保険者＝契約者」である場合の契約者が受け取る満期保険金、年金、生存給付金等

●利用上の留意点

指定代理請求人から契約内容について問い合わせを受けた場合、会社は、問い合わせがあったことを被保険者(契約者)に知らせずに、指定代理請求人に回答することがあります。

一方、会社は、被保険者(契約者)から、保険金

*1 同居または生計を一にしている人であるかどうかの認定は、会社の個別判断になる

*2 療養看護または財産管理を行っている人の認定には、契約書(できれば公正証書)があることが望ましい

等の支払後等に問い合わせを受けた場合、保険金等の支払状況等を事実に基づき回答することとなります。

そのため、指定代理請求人からの請求に基づき生前給付金が支払われた場合、例えば、余命6カ月以内であることを知らされていない被保険者本人に、余命6カ月以内であることを気づかれてしまう場合がありますので、利用に当たっては注意が必要です。指定代理請求人の指定に当たっては、契約者は被保険者に同意を得ておく必要があります。

家族登録制度

本制度により会社に契約者の家族や親族(以下、家族等)の氏名と連絡先を登録しておくこと、会社から契約者に連絡がつかない場合に、会社は家族等に連絡することができます。また、登録された家族等が、契約者に代わって、会社に契約内容の照会等を行うことができます(制度の名称は「第二連絡先制度」など会社によって異なります)。

そのため、本制度を利用することで保険金・給付金の請求漏れの防止等につなげることができます。登録に当たっては、契約者は登録する家族から事前に同意を得ておく必要があります。

●家族登録制度に登録できる人の要件

会社により異なりますが、「契約者の戸籍上の配偶者、直系血族または3親等内の親族、契約者と同居または生計を一にしている人」から1名指定できるとする会社が多く、「契約者の療養看護または財産管理を行っている人」まで含めている会社もあります。

●家族登録制度によって会社ができること

会社は、例えば次のような場合、家族等へ契約者の連絡先等の確認を行うことができます。

- ・送付した各種手続の案内が契約者に届かない
- ・災害時の安否確認等に際し必要と認められる
- ・満期保険金、年金、保険期間満了時の支払等手続に契約者や受取人等に連絡をとることができない

●家族登録制度によって家族等ができること

登録されている家族等は、突然のケガや病気による入院や海外渡航等、契約者側の事情で手続書類の取り寄せができない場合、契約者に代わって書類を取り寄せることができます。

保険金等の請求手続書類は契約者自身が署名等を行う必要があることに注意しましょう。

また、登録された家族等が会社へ保障内容等を照会した際、会社から保障内容等や手続方法は回答されますが、被保険者のセンシティブ情報(傷病名・手術名・症状・治療内容・病院名等の情報)については開示されません。

契約者代理制度

本制度により会社に「契約者代理人」を登録しておくこと、契約者が意識のない状態や認知判断能力の低下した状態であるなど、意思表示が困難と認められる場合に、契約者代理人が契約者本人に代わって、各種手続を行うことができます。本制度が初めて登場したのは2020年であり、現在、生命保険業界において徐々に広まりつつあります。

●契約者代理制度によってできること

住所変更手続や契約者貸付制度を利用することができます。

保険金等受取人の変更、契約者代理人の変更、告知等の一部手続について対象外としている会社もあります。

各制度の使い分けのポイント

大まかに言えば、指定代理請求制度は被保険者の代理人、契約者代理制度は契約者の代理人、家族登録制度は、契約者の補助ができる人をあらかじめ決めておく制度です。

保険金等の請求まで家族等が代理で行うためには、指定代理請求人の指定が必要となることに留意してください。